

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(乗車又は積載の制限等)</p> <p>第12条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、次のいずれかに該当する場合を除くほか、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p><u>(カ) タンデム自転車（運転者及び運転者以外の者1人のための乗車装置を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。